

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

平成37年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするものが提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険関係情報)を取得し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行に関する事務を行う。
③システムの名称	特定医療費(小慢・未熟児)支給システム、統合宛名システム、中間サーバシステム ※情報連携の際は、共通基盤システムを経由せず、直接統合宛名システムを利用する。
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1、6、7、8、9、10、17、18、19、20、21号 ・神戸市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、80、125、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	部署名:こども家庭局家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成36年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成37年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住所を除く3情報で住基ネット照会を行い、出てきた対象者の住所と申請書に記載された住所に相違がないか必ず目視で確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システム起動時に業務担当者にのみ割り振られたユーザID・パスワードを入力するように設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月2日	所屬長	こども家庭支援課長 藤原 尚司	こども家庭支援課長 吉井 良英	事後	
平成30年4月2日	いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年2月21日	所屬長の役職名	こども家庭支援課長 吉井 良英	こども家庭支援課長	事前	「所屬長」から「所屬長の役職名」への様式変更による
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署名	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課	こども家庭局こども育成部家庭支援課	事前	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	こども家庭支援課長	家庭支援課長	事前	
平成31年4月1日	連絡先	部署名: こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-6513	部署名: こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-6513	事前	
平成32年4月1日	いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	請求先	部署名: 市長参画推進局市民情報サービス課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-5175	部署名: 市長参画推進局市民情報サービス課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-5175	事後	
平成32年4月1日	連絡先	部署名: こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-6513	部署名: こども家庭局家庭支援課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-6513	事後	
平成33年4月1日	いつの時点の計数か	平成2年2月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
平成33年4月1日	システムの名称	小児慢性特定疾病システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム	特定医療費(小児・高齢児)支給システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム	事前	
平成37年12月1日	I. 1. ②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするものが提出した申請書の内容を基に審査を行い、所請に応じた自己負担上乗額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7号、以下「番号法」という。)第19条第7項別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、個人情報保護機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報)を取得し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行に関する事務を行う。	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするものが提出した申請書の内容を基に審査を行い、所請に応じた自己負担上乗額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7号、以下「番号法」という。)第19条第8号に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、個人情報保護機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険関係情報)を取得し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行に関する事務を行う。	事前	
平成37年12月1日	I. 3. 個人番号の利用上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第3号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1、6、7、8、9、10、17、18、19、20、21号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
平成37年12月1日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(2)法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1～5号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、80、125、181の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項	事前	
平成37年12月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か II. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事前	
平成37年12月1日	IV. 7. 特定個人情報開示の訂正・利用停止請求	部署名: 市長参画推進局市民情報サービス課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-5175	部署名: 地域医療局市民情報サービス課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-5175	事前	
平成37年12月1日	IV. 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か		十分である	事前	
平成37年12月1日	IV. 8. 判断の根拠		住所を除く情報で住基ネット照会を行い、出てきた対象者の住所と申請書に記載された住所に相違がないか必ず目視で確認を行っている。	事前	
平成37年12月1日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
平成37年12月1日	IV. 11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
平成37年12月1日	IV. 11. 判断の根拠		システム起動時に業務担当者のみ割り振られたユーザーID・パスワードを入力するように設定している。	事前	